

一般社団法人日本循環器学会 中国支部 地方会運営要領

この地方会運営要領は、一般社団法人日本循環器学会中国支部(以下「本支部」という)において地方会を円滑に運営するために必要な事項を規定する。

(広報)

- 1 地方会会長は、地方会開催日程、会場、地方会会長事務局の担当者が決まり次第、本支部へ報告する。本支部は「地方会開催連絡票」を本会へ提出するとともに、本支部ホームページに情報を掲載することとする。
- 2 本支部地方会に関する事項は、本会の会告及びその他の手段により会員に広報する。

(会計)

- 3 地方会会長は、開催前年度の支部役員会・支部社員総会に出席して、地方会予算及び事業計画の承認を得る。また、支部評議員会にて報告を行う。ただし、地方会会長の出席がかなわない場合は代理を立てることができる
- 4 地方会参加費は、正会員 3,000 円、準会員 1,000 円、初期研修医 1,000 円、学部学生無料とする。参加費を変更する場合は支部役員会・支部社員総会での承認を必要とする。
- 5 地方会での寄付の受入は、「寄付金取扱規程」に基づき対応する。なお寄付金受入先について、本会が禁煙宣言を行っている学会であることを鑑み、本会学術集会同様、日本たばこ産業・鳥居薬品からの寄付受入は禁ずる。
- 6 地方会における託児室設置に対して、本支部よりその経費を補助する。
- 7 四国との合同地方会においてダイバーシティ推進委員会を実施する場合は、本支部及び四国支部より講師招請経費を補助する。ただし上限を20万円とし、両支部がその1/2ずつを負担する。中国地方会にてダイバーシティ推進委員会を実施する場合には、本支部より上限20万円の講師招請経費を補助する。
- 8 本支部からの補助金は、経費内訳及び証憑書類の提出をもって交付するものとする。
- 9 地方会開催にあたり開設する金融機関の口座名義は、「一般社団法人日本循環器学会 第〇〇回中国(・四国合同)地方会 会長 〇〇〇〇」とする。
- 10 地方会当日の現金(参加費)の取扱いについて、不正や過誤が発生しないよう関係するスタッフの教育を十分行わなければならない。
- 11 地方会当日に徴収した参加費について、当日中に全額を口座入金するか金庫に保管することとする。地方会終了後、翌営業日には口座入金することとする。
- 12 教育講演の招請者への待遇について、謝金額は下記の通りとし、地方会当日に直接本人へ現金対応、もしくは終了後に振込対応する。これ以外の対応を行う場合は、支部役員会での承認が必要とする。
・演者が非会員の場合には謝金 30,000 円(源泉税抜)と宿泊交通費(実費支給)

- ・他支部所属の本会会員の場合には宿泊交通費(実費支給)のみ
- ・中国支部所属の本会会員の場合には、特に支給しない

- 13 地方会で支払われた謝金及び給与の源泉所得税は、マイナンバー制度への変更に伴い、運営委託会社で対応すること。また、リスト作成は地方会会長事務局あるいは運営事務局で行う。
- 14 地方会経費の精算は、リスク管理の観点から現金での精算を禁じ、原則請求書対応とする。請求書対応が難しい場合は、企画会社・スタッフによる立替を行い、後日レシートや領収書をもとに精算する。
- 15 地方会終了後、余剰金が発生した場合は支部管轄の地方会繰越金専用口座に振り込むこととし、地方会開催に関係無い備品等の購入に充ててはならない。その後、口座は解約すること。
- 16 地方会の経費精算は、原則地方会終了後2か月以内に完了させ、入出金に係るすべての証憑を本支部に提出しなければならない。遅延のある場合は、大会長から支部長へその理由を記した報告書を提出すること。外部の団体から助成金・補助金を受けた場合は、交付決定通知書の控えも提出すること。
- 17 地方会会長は、開催次年度の支部役員会・支部社員総会、支部評議員会に出席して、地方会決算及び事業内容の報告を行う。ただし、地方会会長の出席がかなわない場合は代理を立てることができる。

追記 地方会開催前の準備金(前受け金)について、大会前に準備金を引き出すのは固く禁じる。

(会議)

- 18 支部役員会・支部社員総会を地方会前日に開催する。議案書及び議事録は本支部事務局が作成することとする。地方会会長事務局は、本支部の求めに応じて当日の受付及び配布資料の準備等を行う。
- 19 支部評議員会を地方会当日(2日間開催される場合はその初日)に開催する。議案書及び議事録は本支部が作成することとする。地方会会長事務局は、本支部の求めに応じて当日の受付及び配布資料の準備等を行う。
- 20 地方会における華美な懇親会の開催を禁じる。

(演題募集)

- 21 地方会会長は、演題募集スケジュールを決定し、「地方会演題募集ホームページ利用申請書」を本会及び本支部へ提出する。演題募集の開始日・締切日は前後に祝日のない火曜日から木曜日で設定すること。申請書の提出期限はオンライン演題募集システム利用開始の2カ月前とする。

- 22 本支部は、オンライン演題募集システムの管理者用 ID 及びパスワードを地方会会長事務局へ通知する。なお、パスワードについては、本支部が毎年度更新することとし、変更後のパスワードを本会に通知する。
- 23 募集締切日延長等の連絡は、混乱を避けるために必ず本会経由で行うこととする。

(専門医単位登録)

- 24 地方会会長は、詳細が決まり次第「教育セッション開催届」ならびに「DVDセッション開催届」を本会及び本支部へ提出しなければならない。
- 25 地方会会長事務局は、地方会時に専門医単位登録(地方会参加5単位、教育セッション参加3単位、DVDセッション参加2単位)を行うこととするが、本会から明示された「単位登録の運営方法について」に沿って対応しなければならない。
- 26 教育セッション及びDVDセッションの専門医単位登録は、不正やミスを防止するため、時間を限定して行わなければならない。(例:セッション開始 1 時間(又は 30 分)前から終了 30 分前)
- 27 DVDセッションについて、同じ内容の講演会を学術集会及びインターネットで聴講したことのある会員は、単位加算ができない。地方会会長は事前にプログラム等でその旨を告知し、当日も会場に掲示すること。

(プログラム・抄録)

- 28 抄録については、冊子発行を行わず本会ホームページに掲載する。本会ホームページへの掲載にあたり、抄録著者による校正は行わない。訂正等がある場合には、地方会終了後速やかに本会へ連絡することとする。なお、地方会会長事務局は、その旨をプログラムに記載し会員に告知すること。
- 29 プログラム完成後、本支部へ2部、本会へ5部、合同地方会では四国支部へ2部を送付すること。
- 30 地方会会長は、抄録データを本会に提出しなければならない。当日発表されなかった演題は抄録データとして扱わない。

(演題発表)

- 31 地方会演者は、発表前のスライドにおいて定められた様式「利益相反の自己申告書」を提示する必要がある。
- 32 地方会会長は、学術研究の発展と奨励のために、若い研究者による優秀な研究2演題に対して Young Investigator's Award(会長賞)を贈呈する。実施要領を以下に定める。
 - 1) 賞状並びに副賞よりなる。副賞は賞金10万円(非課税)とする。これにかかる費用は、地方会経費に計上するものとする。
 - 2) 応募者は、発表時(2日間開催される場合はその初日)に40歳以下の中国地区会員

であり、会員歴が3年以上であることを条件とする。

- 3) 発表演題は、国内で行われた循環器学に関する基礎的あるいは臨床的で、応募時に印刷公表されていない研究であり、応募者が筆頭演者であることを条件とする。ただし原則として症例報告は除く。
 - 4) 学会案内に趣旨を明記して公募を行う。
 - 5) 応募は、1講座または1診療科につき1演題と限定する。
 - 6) 選考のため選考委員会を置く。選考委員は地方会会長が指名し、委嘱する。選考委員は、計10名程度で構成する。
 - 7) 選考方法は、各委員が5点満点で採点し、その平均点の上位2名を受賞者とする。ただし、上位2位と3位が同点の場合は、地方会会長が受賞者を最終決定する。
 - 8) 選考対象者と同施設(共同演者)の選考委員は、その選考対象者のみ採点は行わないものとする。
- 33 研修医奨励賞、コメディカル奨励賞を実施することができる。応募資格、選考方法等は会長の裁量に一任することとし、これにかかる副賞等の費用は地方会経費に計上するものとする。

(その他)

- 34 会員への印刷物送付等の必要が生じた場合、本会へ「会員名簿・あて名作成依頼書」を提出して会員名簿及び宛名ラベルを請求することができる。会員情報のデータでの受け取りは原則不可とするが、例外的に申請する場合は、誓約書に会長の署名及び捺印が必要となる。
- 35 地方会開催地については、公平を期すため中国地方会では各県で順番に開催する。これは病院医師が会長もありうる。合同地方会では役員会の議論を基に大学教授を中心として開催する。

附則

- 1) この要領は、平成 28 年4月1日から完全実施とする。
- 2) この要領の改正は、支部長の判断に基づき、支部事務局にて変更して良い。なお、変更時は、支部役員会・支部社員総会に報告することとする。

平成 27 年 11 月 28 日

平成 28 年 4 月 1 日 施行
平成 31 年 3 月 7 日 改定
令和元年 11 月 30 日 改定
令和 2 年 6 月 16 日 改定
令和 4 年 11 月 25 日 改定